

最終処分場跡地についてのお知らせ

1 概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物が地下にある土地で政令で定めるものについて知事が区域を指定し、当該指定区域における土地の形質変更を行う場合、届出等の義務が課されることとなっています。

(注)「土地の形質変更」とは、土地の形状または性質の変更のことをいい、例えば、宅地造成、土地の掘削、工作物の設置、開墾等の行為が該当し、廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

2 法の趣旨

廃止された廃棄物の最終処分場の跡地については、土地の形質の変更が行われなければ安定的な状態ではあるものの、土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、安定的であった地下の廃棄物が攪拌されたり酸素が供給されたりすることにより発酵や分解が進行してガスや汚水が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるためです。

3 指定区域の指定の方法

- (1) 対象は、現に生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがない廃棄物の最終処分地の跡地（掘削等による土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるため）
- (2) 指定区域の明示は、①市町村名、字名及び地番の明示 や ②平面図により行う。
- (3) 指定区域は、公示によりその効力を生じる。
- (4) 廃棄物の除去等により指定の事由がなくなると認める場合、指定を解除する。

4 土地の形質変更の届出

指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手日の30日前までに、知事に届出が必要です。（届出の内容は、廃棄物の内容や土地利用の形態に応じて基準が異なります。）

(注) 詳細は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-15～)(3-29～)を参照ください。

5 届出の対象とならない軽易な行為等

次のような行為を行う場合には、届出を行う必要はありません。

- (1) 盛土等の荷重により廃棄物の埋立地の設備の機能に支障を生じるおそれがない行為
- (2) 掘削等により廃棄物の埋立地の覆いの機能を損なうおそれがない行為
- (3) 廃棄物の埋立地の設備（例えば、擁壁等）の機能を維持するために必要な範囲内で修復又は点検を行う行為

(注) 盛土等による増加荷重は概ね 20kN/m²以下、また土砂等の覆いが 50 cm以上残存することが明らかな掘削等が軽易な行為の目安です。詳細は「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」(3-23～)を参照ください。

【お問合せ窓口】

(1) 制度全般に関すること

徳島県危機管理環境部環境指導課
電話：088-621-2268

(2) 土地の形質変更の届出に関すること

① 南部地域（阿南市、那賀郡、海部郡）
徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
電話：0884-28-9862

② 西部地域（美馬市、三好市、美馬郡、三好郡）
徳島県西部総合県民局保健福祉環境部
電話：0883-53-2061

③ 東部地域（上記①・②以外）
徳島県危機管理環境部環境指導課
電話：088-621-2268



<参考>

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五法律第百三十七号）

（指定区域の指定等）

- 第十五条の十七 都道府県知事は、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの区域を指定区域として指定するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 3 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。
 - 4 都道府県知事は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
 - 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

（土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

- 第十五条の十九 指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる行為については、この限りでない。
- 一 第十九条の十第一項の規定による命令に基づく第十九条の四第一項に規定する支障の除去等の措置として行う行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
 - 三 指定区域が指定された際既に着手していた行為
 - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 指定区域が指定された際当該指定区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 指定区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

○最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七の規定により指定区域として指定され、当該区域において土地の形質の変更を行おうとする者は、事前に土地の形質の変更の内容を知事に届け出ることが義務付けられます。

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」は、法に基づいて廃棄物が地下にある土地の形質の変更を行う場合に必要な施行方法を記載したものです。

「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」は、環境省ホームページに掲載されています。

http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/